

配置予定技術者の取扱いに関するガイドライン

平成19年5月15日事業管理部長決裁

平成22年4月27日一部改正

令和2年11月24日一部改正

令和6年 3月28日一部改正

令和7年 2月12日一部改正

本ガイドラインは、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月13日管理者決裁。以下「一般競争要綱」という。）第6条第7号及び第9条第3号に基づき、競争入札参加申請時に提出を求める「配置予定技術者経歴書」に記載される監理技術者及び主任技術者（以下「技術者」という。）の事務取扱いについて定める。

1 用語の定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

なお、次の各号に定めるものを除き、札幌市交通局工事施行規程（平成4年交通局規程第18号）第2条各号に定める用語の定義を準用する。

- (1) 申請日 告示別表又は入札説明書に定める申請書等提出期限内に提出された申請書等の提出日をいう。
- (2) 着手日 契約書の着手年月日をいう。ただし、札幌市交通局余裕期間制度（フレックス方式）試行要領（平成30年3月28日管理者決裁）の適用を受ける工事にあつては余裕期間要領第2条に定める工事開始日をいう。
- (3) 事前審査 一般競争要綱に基づく一般競争入札において、一般競争要綱第10条に規定する入札参加資格の確認を入札前に行うものをいう。
- (4) 事後審査 一般競争要綱に基づく一般競争入札において、一般競争要綱第10条に規定する入札参加資格の確認を入札後に行うものをいう。
- (5) 審査基準日 審査基準日は以下のとおりとする。

ア 事前審査にあつては、告示別表で定める申請書等提出期限日又は入札説明書で定める一般競争入札参加資格確認申請書類及び一般競争入札参加資格確認資料の提出期限日

イ 事後審査にあつては、告示別表で定める入札期間の最終日

2 技術者の雇用関係

工事については、審査基準日において3か月以上の直接的及び恒常的な雇用関係があること。また、設計等については審査基準日において直接的及び恒常的な雇用関係があること。

3 申請時の技術者配置関係

- (1) 建設業法（昭和24年5月24日号外法律第100号）第26条第3項に定める技術者の専任を要する工事については、着手日において、技術者を専任で配置することを前提に、申請日において、同一の技術者を異なる複数の工事の配置予定技術者とする場合は、これを認める。
- (2) 申請日において他の工事に従事している技術者を、申請する工事の着手日の前日までに他の工事がしゅん功する見込であるとして、当該技術者を配置予定技術者として申請した場合は、これを認める。

- (3) 複数の技術者を配置予定技術者として申請し、着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定することは、これを認める。

なお、この場合、配置する技術者を指定した旨、申出書（様式 1）により提出すること。

4 申請日から着手日までの期間における配置予定技術者の変更

- (1) 申請日から着手日までの期間における配置予定技術者の変更は、原則としてこれを認めない。
- (2) 真にやむを得ない理由（死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等）により技術者の変更が必要となった場合は、新たに申請する技術者の「配置予定技術者経歴書」及び申請理由等を明記した申出書（様式 2）を提出すること。

5 配置予定技術者を配置できない場合の取扱い

- (1) 事後審査による一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（札幌市交通局工事等総合評価落札方式施行要領（令和 6 年 3 月 28 日事業管理者決裁）第 2 条に定める総合評価落札方式の適用工事等のうち簡易確認方式を適用した工事等については、開札時点で審査順位 2 位以下の者を含み、また、札幌市交通局工事等最低制限価格運用要領（平成 14 年 7 月 26 日管理者決裁）第 7 条第 1 項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの期間に、本市発注の他の工事等の入札において落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、次順位者として札幌市交通局事後審査型一般競争入札試行要領（平成 18 年 10 月 25 日事業管理部長決裁）第 5 条第 3 項に定める落札候補者となることができない旨の申出書（様式 3）を直ちに提出すること。
- (2) 事前審査による一般競争入札において、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札参加を辞退すること。
- (3) 真にやむを得ない理由（死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等）により配置予定技術者を配置できなくなった場合、落札候補者になることができない理由を明記した申出書（様式 4）を直ちに提出すること。なお、正当な理由なく配置予定技術者を配置できない場合、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日管理者決裁）に基づき参加停止措置を行う。

6 国における監理技術者等運用規定の準用

本ガイドライン及び本市の関係規程に定めるものの他、配置予定技術者に関する取扱いについては、監理技術者制度運用マニュアルについて（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号）に定められている「監理技術者制度運用マニュアル」の取扱いに準ずる。

7 適用年月日

本ガイドラインは、令和 7 年 2 月 12 日から適用する。

申 出 書

年 月 日

(あて先) 札幌市交通事業管理者

(住所)
申請者
(氏名)

下記の工事につきまして、配置予定技術者として複数の技術者を申請して
おりましたが、下記のとおり配置することといたしましたので申し出ます。

記

1 工事番号及び工事名

_____ () 第 _____ 号 _____ 工事

2 入札年月日

_____ 年 月 日

3 配置する技術者

氏名 _____

- ※ 必要に応じて適宜修正し使用すること。
- ※ 業務（設計等）の場合は「工事」を「業務」と読み替えること。

申 出 書

年 月 日

(あて先) 札幌市交通事業管理者

(住所)

入札参加者

(氏名)

下記の工事につきまして、申請していた配置予定技術者が、下記の理由により配置できなくなったことから、別添（配置予定技術者経歴書）に記載の者を新たに配置予定技術者として、追加で申請することを申し出ます。

記

- 1 入札に参加した工事番号及び工事名

____ () 第 ____ 号

____ 工事

- 2 入札年月日

____ 年 ____ 月 ____ 日

- 3 申請理由

- 4 経緯等

- 5 追加する技術者

別添（配置予定技術者経歴書）のとおり

- ※ 申請理由及び経緯等は可能なかぎり詳細に記載すること。
- ※ 必要に応じて適宜修正し使用すること。
- ※ 業務（設計等）の場合は、「工事」を「業務」と読み替えること。

申 出 書

年 月 日

(あて先) 札幌市交通事業管理者

(住所)

入札参加者

(氏名)

下記１の工事につきまして、下記２の理由により配置予定技術者の配置が困難となったことにより、次順位者として札幌市交通局事後審査型一般競争入札試行要領（平成 18 年 10 月 25 日事業管理部長決裁）第 5 条第 3 項に定める落札候補者となることができません。

つきましては、このたびの入札を無効としていただきますよう申し出ます。

記

- 1 入札に参加した工事番号及び工事名

第 _____ 号

入札年月日

年 月 日

- ## 2 配置できない理由

年 月 日に行われた

第 号

の入札において、(落札者・落札候補者)となり、当該工事に技術者を配置することとなったため。

※ 必要に応じて適宜修正し使用すること。

※ 業務（設計等）の場合は「工事」を「業務」と読み替えること。

申 出 書

年 月 日

(あて先) 札幌市交通事業管理者

(住所)

入札参加者

(氏名)

下記の工事につきまして、申請していた配置予定技術者が、下記の理由により配置できなくなったことから、入札参加資格を満たさなくなりました。

つきましては、このたびの入札を無効としていただきますよう申し出ます。

記

- 1 入札に参加した工事番号及び工事名

() 第 号

工事

- 2 入札年月日

年 月 日

- ### 3 配置できない理由

- ## 4 經緯等

※ 配置できない理由及び経緯等は可能な限り詳細に記載すること。

※ 本書は、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日管理者裁決）に定める参加停止に係る審査の基礎資料であることに留意すること。

※ 必要に応じて適宜修正し使用すること。

※ 業務（設計等）の場合は「工事」を「業務」と読み替えること